

グリーン適格性評価書

貸付人：株式会社名古屋銀行

借入人：金シャチエナジー株式会社

2025年2月27日
日本生命保険相互会社

■ はじめに

日本生命保険相互会社(以下、「当社」)は、株式会社名古屋銀行(以下、「貸付人」)が金シャチエナジー株式会社(以下、「借入人」)に対して、グリーンローンを実施するにあたって、対象となる資金使途がグリーン適格であるかを分析・評価し、グリーン適格性評価書(以下、「本評価書」)を作成した。

分析・評価にあたっては、「グリーンローン原則¹」や「グリーンローンガイドライン²」が求める内容との整合性という視点も踏まえつつ、評価対象案件の「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」(以下、「本フレームワーク」)への準拠状況を確認した。

なお、当社では、本フレームワークがグリーンローン原則・グリーンローンガイドラインと適合していること、および当社における本フレームワークの実施体制が適切に整備されていることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得³している。

■ 評価対象案件概要

貸付人	株式会社名古屋銀行
借入人	金シャチエナジー株式会社
金額	3.3 億円
期間	17 年 3 か月
実行日	2025 年 2 月 27 日
最終期日	2042 年 5 月 30 日
資金使途	オフサイト PPA による太陽光発電事業資金

■ グリーン適格性評価結果概要

項目 (Part)	評価結果	確認項目
I. 調達資金の使途	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金使途の対象となるプロジェクトが特定されている ✓ プロジェクトは適格クライテリアに当てはまる
II. プロジェクトの選定プロセスおよび評価	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロジェクトが借入人のサステナビリティ戦略と整合している ✓ 明確な環境改善効果が確認できる ✓ 環境・社会リスクの回避策、緩和策が講じられている
III. 資金管理	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 調達資金の充当計画が報告されている ✓ 調達資金が充当されたことが確認できる ✓ 未充当資金の管理方法が確認できる
IV. レポーティング	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金の充当状況に関するレポーティングの実施 ✓ 環境改善効果に関するレポーティングの実施
総合評価	○	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、上記の各項目に準拠していることから、グリーン適格性が認められるものと評価

¹ LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、LSTA (Loan Syndications and Trading Association) [Green Loan Principles 2023](#)

² 環境省 [グリーンローンガイドライン 2024 年版](#)

³ [日本生命保険相互会社の「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」のグリーンローン原則等への適合性に係る第三者意見](#)

■ グリーン適格性の項目別評価（Part I～IV）

I. 調達資金の使途

項目	評価結果	詳細
資金使途の対象となるプロジェクトが特定されている	○	・ オフサイト PPA による太陽光発電事業を資金使途としている。
プロジェクトは適格クライテリアに当てはまる	○	・ 「再生可能エネルギー（太陽光発電）」に該当し、適格要件も満たしている。

I-1. 資金使途の概要





評価対象となるファイナンスは、オフサイト PPA による太陽光発電事業を資金使途とする貸付である。調達資金は、借入人が保有・運営する太陽光発電設備の導入資金（以下、「本プロジェクト」）に充てられる。

I-2. プロジェクトの該当クライテリア

本プロジェクトは、オフサイト PPA による太陽光発電事業資金であり、本フレームワークに定める適格クライテリア⁴の「再生可能エネルギー（太陽光発電）」に該当する。

以上より、本フレームワークに定める適格クライテリアに該当するグリーンプロジェクトに資金使途が限定されていることを確認した。

<参考> 関連する SDGs

環境改善効果が認められるグリーンプロジェクト	本プロジェクト（資金使途）	関係の深い SDGs 目標
再生可能エネルギー（太陽光発電） 	オフサイト PPA による太陽光発電事業 	 7 エネルギーをみんなに もたらそう  13 気候変動に 具体的な対策を

【図表 1】プロジェクトイメージ



⁴ 当社が定めるグリーン適格性要件を満たしたプロジェクトのこと

II. プロジェクトの選定プロセスおよび評価

項目	評価結果	詳細
プロジェクトが借入人のサステナビリティ戦略と整合している	○	・ 借入人のサステナビリティ方針と本プロジェクトは整合的
明確な環境改善効果が確認できる	○	・ 予想発電量：2,309,285 kWh/年 ・ CO ₂ 排出削減効果：1,085 t-CO ₂ /年
環境・社会リスクの回避策、緩和策が講じられている	○	・ パネル製造時や建設時の労働者人権リスク、産業廃棄物の不適正処理によるリスクについても影響は限定的

II-1. サステナビリティ戦略・社会課題への取り組み・本プロジェクトとの整合性

(1) 借入人のサステナビリティ方針

借入人は、「地域と共に成長し、持続可能なエネルギー社会を実現する」という経営理念に基づき、地産地消型の安定した再生電力を東海地域の企業や自治体に提供し、地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー事業を推進している。

また、上記経営理念のもと、近隣自治体や近隣民間企業、関連企業とも連携し、対象エリアの脱炭素化への貢献に繋がっていくことも表明している。

<借入人の環境方針> ※今後策定・開示予定

借入人は、「地域社会と共生し、地球環境の保全に貢献すること」を経営の最重要課題の一つと位置づけ、新たに7つの方針の策定・開示を予定している。

- ・① 地域密着型の再生可能エネルギー普及
- ・② 環境負荷の低減とサプライチェーン全体への配慮
- ・③ 気候変動への適応とリスク管理
- ・④ 環境規制および法律の遵守
- ・⑤ 環境技術の開発と革新
- ・⑥ ステークホルダーとの協働と教育活動
- ・⑦ 循環型社会の構築への貢献

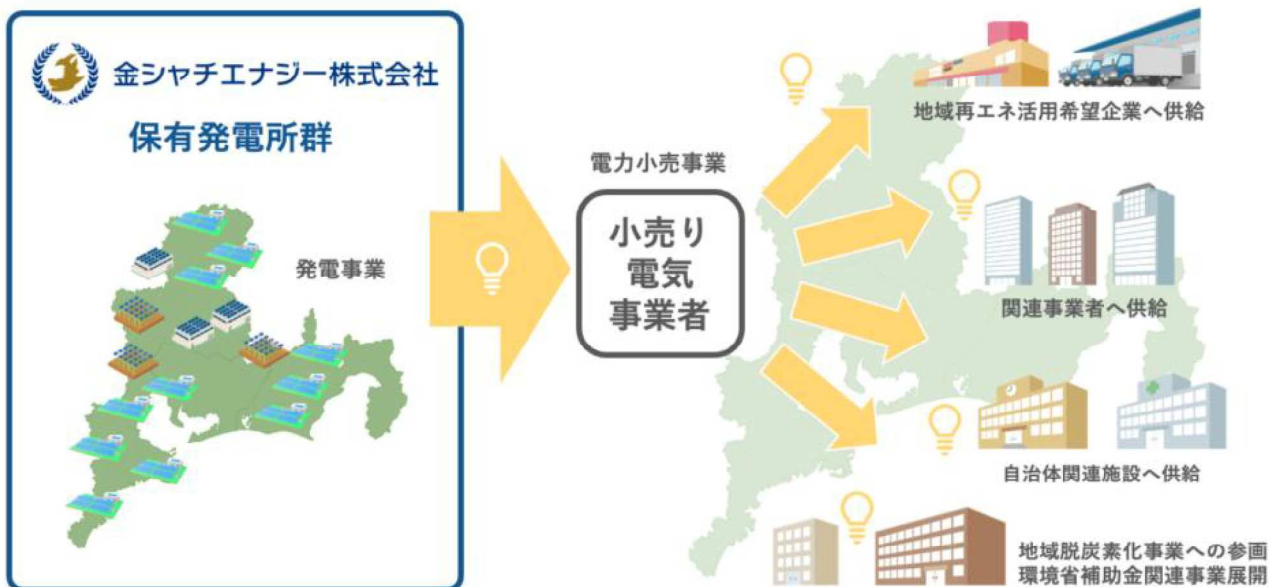
【図表 2】金シャチエナジーの事業ビジョン（借入人 HP より抜粋引用）



(2) 本プロジェクトとの整合性

借入人は、太陽光発電事業を通じて「東海地方のサステナビリティに貢献すること」を目的としており、本プロジェクトはその第1号案件として、地産地消型の再エネ電力ネットワークの拡大を企図するものであり、借入人のサステナビリティ方針（事業モデル）と整合的である。

【図表 3】金シャチエナジーの事業イメージ（借入人 HP より抜粋引用）



II - 2. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

設備	環境改善効果
太陽光発電設備	✓ 予想発電量：2,309,285 kWh/年 ✓ CO ₂ 排出削減効果：1,085 t-CO ₂ /年

・資金使途となるオフサイト PPA による太陽光発電事業の環境改善効果については、年間発電量を 2,309,285 kWh と想定しており、CO₂ 排出削減効果は年間約 1,085 t-CO₂ を見込んでいる。

本プロジェクトの環境改善効果については、以下のとおり試算。効果の計算方法は、JPEA（一般社団法人太陽光発電協会）の「公共・産業用太陽光発電システム手引書⁵」に準じて算出。ただし、実際の日射量は平年値とは異なることもあり、さらに設置環境（影などの影響）や採用する機器により損失係数が異なるなどの要因があるため、予想発電量はあくまでも目安である。

<年間予想発電量の算出>

$$E_p = H \times K \times P \times 365 \div 1$$

- ・E_p : 年間予想発電量 (kWh/年)
- ・H : 設置面の 1 日あたりの年平均日射量⁶ (kWh/m²/日)
- ・K : 損失係数・・・約 73%
 - （年平均セルの温度上昇による損失：約 15%
 - パワーコンディショナによる損失 : 約 8%
 - 配線、受光面の汚れ等の損失 : 約 7%
- ・P : システム容量 (kW)
- ・365 : 年間の日数 (日)
- ・1 : 標準状態における日射強度 (kW/m²)

⁵ 4.参考資料 4-1.年間予想発電量の算出

⁶ NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の日射量データベース（[年間月別日射量 MONSOLA-20](#)）を参照

【図表 4】太陽光発電設備の年間予想発電量一覧

	所在地	地目 (変更前)	完工予定月	システム容量 (kW)	年間予想発電量 (kWh)
物件①	三重県松阪市	畑	2025年4月	72.54	72,238
物件②	愛知県知多郡	畑	2025年4月	70.20	85,553
物件③	三重県多気郡	出	2025年4月	74.88	94,161
物件④	岐阜県関市	田	2025年5月	83.66	99,695
物件⑤	岐阜県関市	田	2025年5月	84.24	103,166
物件⑥	三重県松阪市	畑	2025年3月	92.40	104,659
物件⑦	愛知県半田市	田	2025年5月	101.79	107,951
物件⑧	三重県津市	雑種地・山林	2025年3月	90.20	109,473
物件⑨	三重県松阪市	畑	2025年5月	105.30	112,463
物件⑩	三重県四日市市	田	2025年5月	102.96	115,498
物件⑪	三重県度会郡	畑	2025年4月	102.96	115,718
物件⑫	愛知県愛西市	田	2025年5月	105.30	116,116
物件⑬	三重県松阪市	畑	2025年5月	105.30	116,655
物件⑭	三重県亀山市	山林畑	2025年5月	105.30	116,781
物件⑮	三重県津市	宅地・畑	2025年4月	100.62	117,036
物件⑯	三重県度会郡	畑	2025年4月	105.30	118,164
物件⑰	三重県松阪市	畑	2025年4月	98.28	118,375
物件⑱	岐阜県土岐市	宅地	2025年4月	105.30	119,239
物件⑲	三重県津市	雑種地・山林	2025年3月	105.60	120,829
物件⑳	三重県多気郡	田	2025年4月	105.30	122,477
物件㉑	三重県津市	田	2025年5月	105.30	123,038
合計					2,309,285

<CO₂ 排出削減効果>

・年間予想発電量 2,309,285 kWh×東邦ガス(株)の調整後排出係数⁷0.000470 = **1,085** (t-CO₂/年)

II - 3. プロジェクトがもたらす環境・社会リスク

<オフサイト PPA による太陽光発電事業で考えられるネガティブインパクト>

太陽光発電事業にあたって想定される一般的な環境的・社会的なネガティブインパクトは以下のとおりである。ネガティブインパクトの抽出に際しては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン⁸」（環境省、2020年3月）を参考にしている。

- ・ ①パネル製造時や建設時の労働者人権リスク
- ・ ②産業廃棄物の発生
- ・ ③土地の安定性（切土や盛り土を伴う場合）
- ・ ④濁水
- ・ ⑤パワーコンディショナによる騒音
- ・ ⑥ソーラーパネルの反射光等景観への悪影響

⁷ 本プロジェクトのオフテイクである東邦ガス(株)の2023年度CO₂排出係数実績を採用

⁸ <https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

<本プロジェクトのネガティブな影響と借入人の対応策>

本プロジェクトで想定される環境的・社会的なネガティブインパクトと、それに対する対応策は以下のとおり。

なお、本プロジェクトは、近隣住民が多くなく、地目のほとんどが田・畑である複数の土地に低圧で小型分散設置するもので、メガソーラーで見られるような、大規模土地開発に伴うリスク（③・④）や、太陽光パネルの大量敷設に伴うリスク（⑤・⑥）は限定的と考える。

考えられる ネガティブ インパクト	『プロジェクトにかかる環境社会 リスク一覧』で該当するリスクカテゴリ	リスクの評価／対応策
①	パネル製造時や建設時の労働者人権リスク	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクとしては、工事作業員等への不当な扱いが想定される。 ✓ 借入人自らが太陽光発電事業者となり、太陽光発電所の豊富な開発実績を有する借入人の出資会社である(株)サンヴィレッジが施工を行うこととなっており、適切な現場施工監理を行うことを確認している。
②	産業廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクとしては、太陽光パネルの廃棄に伴う産業用廃棄物の発生による環境への悪影響が想定される。 ✓ 使用後の発電設備の取扱いについては、「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」に基づくプロジェクトチーム⁹（太陽光パネル循環利用モデル¹⁰）に加盟し、リサイクル・リユースの推進を行うことで、サーキュラーエコノミーへの転換による循環ビジネスの進展を図っていくことを予定している。

以上より、本プロジェクトは借入人のサステナビリティ戦略と整合的であり、十分な環境改善効果が見込まれ、評価手法の妥当性についても問題ないと考える。また、本プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており、ポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

⁹ https://aichi-shigen-junkan.jp/circular_economy/project

¹⁰ https://aichi-shigen-junkan.jp/assets/circular_economy/pdf/PT3-vision.pdf

Ⅲ. 資金管理

項目	評価結果	詳細
調達資金の充当計画	○	・ 2025年6月末までに全額充当予定。
調達資金の追跡管理	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付人・借入人間で締結予定の覚書第2条において、調達資金が確実にグリーンプロジェクトに充当される旨の表明保証を受けることとなっている。 ・ 対象設備購入資金の請求書を受領し、資金充当を確認する。 ・ 資金管理については、借入人の出資会社である矢野建設(株)経理部にて資金を管理する。
未充当資金の管理方法	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付人・借入人間で締結予定の覚書第3条③において、未充当資金がある場合は、その金額または割合と充当予定時期を報告することについて、借入人に確約を求める。 ・ 全額プロジェクトへ資金が充当されるまでは、金額・割合・充当予定時期について少なくとも年に一回、報告することとなっている。

Ⅲ-1. 調達資金の充当計画

評価対象となる貸付は、太陽光発電設備の導入代金（土地購入代金、太陽光発電設備工事費）支払に充てられ、2025年6月末までに全額が充当される予定。

Ⅲ-2. 調達資金の追跡管理

Ⅲ-2-1. 表明保証

以下のとおり、貸付人・借入人間で締結予定の覚書の第2条において、調達資金が計画どおりグリーンプロジェクトに充当されることについて、借入人に表明・保証を求めている。

第2条（表明・保証）

甲は、本契約締結日および借入日時点において、本契約に基づき乙より借受ける資金を本契約第1条に関連して、以下の記載の「資金使途」に充当することについて、真実かつ正確であることを表明し保証します。

資金使途	オフサイト PPA による太陽光発電事業資金
------	------------------------

Ⅲ-2-2. 貸付実行後の資金管理・借入人側の業務分掌

資金管理は、借入人の出資会社である矢野建設株式会社経理部にて行う。

資金充當時の証跡については、土地代や設備工事費の支払い領収書を受領のうえ確認する予定である。

Ⅲ－３．未充当資金の管理方法

評価対象となる貸付は、2025年6月末までに全額充当される予定。全額プロジェクトへ資金が充当されるまでは、金額・割合・充当予定時期について少なくとも年に一回、借入人に報告義務があり、貸付人・借入人間で締結予定の覚書の第3条③にも記載がある。

第3条（確約事項）

甲は、本契約締結日以降、以下の各号を遵守することを確約します。

③甲は、ア)、イ)、ウ)については、本契約に基づき借受けた資金を前条に記載の資金使途にすべて充当するまで、エ)については、本契約に基づく債務を完済するまで、それぞれ毎年6月30日を期日として、乙に以下の各号を報告すること。なお、甲が乙に対して、報告日の変更を申し入れた場合は、乙との協議の上これを変更することができるものとします。

ア) 本プロジェクトの概要

イ) 本プロジェクトへの充当金額

ウ) 前条の記載の資金使途に充当していない金額があるときはその金額または割合と充当予定時期

エ) 本プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果

以上より、調達資金の追跡管理が可能であることを確認した。

IV. レポーティング

借入人のレポーティング項目

項目	評価結果	詳細
資金の充当状況に関するレポーティングの実施	○	<ul style="list-style-type: none"> 貸付実行時に、本プロジェクトの概要・充当予定金額を、借入人のウェブサイトで一般に開示（本評価書）。 貸付実行後、未充当資金がある場合は、その金額または割合、充当予定時期につき、借入人に報告を求める。
環境改善効果に関するレポーティングの実施	○	<ul style="list-style-type: none"> 貸付実行時に、本プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果を、借入人のウェブサイトで一般に開示（本評価書）。 貸付実行後、償還までの間少なくとも年に 1 回、プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果につき、借入人に報告を求める。

貸付実行後の一般への開示については、貸付実行時に、本プロジェクトの概要、充当予定金額、本プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果を、借入人のウェブサイトを開示（本評価書を開示）することとしている。

貸付実行後の定期的な報告については、償還までの間少なくとも年に 1 回、プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果について、借入人に報告義務があり、貸付人・借入人間で締結予定の覚書の第 3 条③にも記載がある。未充当資金がある場合は、その金額または割合、充当予定時期についても同様に、借入人に報告義務がある。（前述の覚書第 3 条③参照）

以上より、借入人のレポーティング内容に問題が無いことを確認した。

■本評価書に関する重要な説明について

- 本評価書の内容は、当社が現時点で入手可能な公開情報、借入人から提供された情報や借入人へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況の評価したものであり、将来における実現可能性、ポジティブな成果等を保証するものではない。
- 当社が本評価に際して用いた情報は、当社がその裁量により信頼できると判断したものであるものの、これらの情報の正確性等については独自に検証しているわけではない。また、当評価書の誤り、脱漏、不適切性若しくは不適切性、若しくは不十分性、またはこれらの情報や使用に起因または関連して発生する全ての損害、損失または費用(損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含む)について、債務不履行、不法行為または不当利得その他請求原因の如何や当社の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務または責任を負わないものとする。本評価書に関する一切の権利・利益(特許権、著作権その他の知的財産権およびノウハウを含む)は、当社に帰属する。当社の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部または一部を自己使用の目的を超えて使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳および翻案等を含む)し、または使用する目的で保管することは禁止されている。
- 本評価書に関する一切の権利は当社に帰属する。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳および翻訳などを含む)、または使用する目的で保管することは禁止されている。

以 上